

(指定訪問介護・指定第1号訪問事業)

訪問介護事業所あゆみえん 重要事項説明書

東京都指定 1372800407号

令和 7年 6月 1日現在

【目 次】

1. 運営方針	1
2. 経営法人	1
3. 事業所の概要	1
4. サービス内容	2
5. 利用料金	2～4
6. サービスの利用方法	4～5
7. 事故発生時の対応	5
8. 緊急時の対応方法	5
9. 身元保証人	5
10. サービス内容に関する苦情	5
署名 押印	6

社会福祉法人 徳心会
訪問介護事業所 あゆみえん

訪問介護事業所 あゆみえん 重要事項説明書

1. 運営方針

安心して自宅での生活が続けられるよう 24 時間体制で迅速・正確な対応に努めます。

2. 経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 徳心会
- (2) 法人所在地 東京都青梅市新町 9 丁目 2153 番地 3
- (3) 代表者氏名 理事長 関根 陸雄
- (4) 設立年月日 平成 2 年 3 月 20 日

3. 事業所の概要

(1) 利用事業所

- ① 事業所名 訪問介護事業所 あゆみえん
- ② 指定番号 東京都 1 3 7 2 8 0 0 4 0 7
- ③ 所在地 東京都青梅市新町 9 丁目 2153 番地 3
- ④ 管理者 浦田 民恵
- ⑤ 電話 0 4 2 8 - 3 0 - 7 3 3 3
- ⑥ F A X 0 4 2 8 - 3 0 - 7 3 3 4
- ⑦ 開設年月日 平成 12 年 4 月 1 日

(2) 職員体制

当事業所は適正な在宅サービスを提供するために職員配置基準
常勤換算 2.5 以上を遵守しています。

管理者 常勤 1 名

サービス提供責任者 常勤 1 名 介護福祉士

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 9 : 00 ~ 18 : 00	早朝 6 : 00 ~ 8 : 00	夜間 18 : 00 ~ 22 : 00	深夜 22 : 00 ~ 6 : 00
平日	○	○	○	○
土日祝	○			

但し 12 月 30 日 ~ 1 月 3 日を除く

* 時間帯により料金が異なります

(4) サービス提供地域

青梅市・羽村市・福生市・瑞穂町・飯能市・入間市

4. サービス内容： 介護保険適応外サービスについては別途説明用紙にて説明を致します。

利用日 サービス提供票による

内 容 訪問介護計画による

(1) 身体介護

- ・食事介助 ・入浴介助 ・排泄介助 ・清 拭
- ・体位変換 ・通院介助 ・口腔ケア 等

(2) 生活援助

- ・買 物 ・調 理 ・掃 除・洗 濯・裁 縫 等

(3) 生活支援 ※介護保険適応外

- ・庭のお手入れ・大掃除（窓ふき・床のワックスがけ・換気扇の掃除等）
- ・電球・蛍光灯の付け替え・書類の確認・分別・ペットの世話
- ・日用品以外の買い物・庭掃除や客間の片づけ・電子機器の操作確認
- ・宅配・ネット注文サポート

(4) 付き添い介助 ※介護保険適応外

- ・散歩、行楽、観劇、映画鑑賞、冠婚葬祭、墓参りなど、外出時の付き添い介助

(5) 入退院支援 ※介護保険適応外

- ・入退院時の準備や付き添い、入院中の見守りなど

(6) 見守り支援 ※介護保険適応外

ご自宅に伺いご様子確認や見守りなど

5. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付（第1号訪問事業、介護給付）サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割～3割です。

介護給付については事業所所在地の青梅市の地域単価、第1号訪問事業については提供する保険者の地域単価が適用されます。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。

【料金表—基本単位・昼間—】

青梅市地域区分3級地 - 11.05 円、羽村市地域区分6級地-10.42 円

①第1号訪問事業：介護予防訪問介護相当身体介護を含む場合：初回加算 200 単位

訪問型サービス費(Ⅰ) 週1回程度の訪問介護	訪問型サービス費(Ⅱ) 週2回程度の訪問介護	訪問型サービス費(Ⅲ) 週2回以上の訪問介護
1,176 単位	2,349 単位	3,727 単位

②第1号訪問事業：家事支援に特化した訪問型サービス：初回加算 200 単位

訪問型サービス費(Ⅰ) 週1回程度の訪問介護	訪問型サービス費(Ⅱ) 週2回程度の訪問介護	訪問型サービス費(Ⅲ) 週2回以上の訪問介護
(青梅市) 968 単位	1,936 単位	2,904 単位
(青梅市) 996 単位	1,992 単位	2,988 単位

③各保険者独自のサービス

おうめ生活サポーターサービス（元気高齢者が家事支援を行う訪問型サービス）

要支援 1・2・・・131 単位

※上記の基本単位は、青梅市・羽村市が告示で定める単位であり、これが改定された場合は、これら基本料金も自動的に改定されます。なお、その場合は、新しい基本料金を書面でお知らせします。

④介護給付

	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分～ 1 時間未満	1 時間以上～ 1 時間半未満	1 時間半以上～ 2 時間未満
身体介護	1,801 円 163 単位	2,696 円 244 単位	4,276 円 387 単位	6,265 円 567 単位	7,171 円 649 単位
生活援助		20 分以上 45 分未満	45 分以上		
		1,977 円 179 単位	2,431 円 220 単位		

下記の体制・個別加算については、事業所の体制や利用者の状況で加算されます。

⑤特定事業所加算

（１）特定事業所加算 （Ⅰ） 所定単位数の 20%を加算

（２）特定事業所加算 （Ⅱ） 所定単位数の 10%を加算

（３）特定事業所加算 （Ⅲ） 所定単位数の 10%を加算

⑥初回加算 : 200 単位（新規に訪問介護計画を作成し初回訪問の属する月に算定）

⑦緊急時訪問介護加算 : 100 単位/回

⑧地域加算 : 11.05 単位（青梅市地域区分 3 級地）

⑨生活機能向上連携加算 : 生活機能向上連携加算（Ⅰ）100 単位

⑩生活機能向上連携加算 : 生活機能向上連携加算（Ⅱ）200 単位

⑪介護職員等処遇改善加算Ⅰ : 24.5%

（２）介護給付費以外での保険外サービスの利用料金

介護給付費の給付の範囲を超えた場合、または、介護給付費以外で保険外サービスを利用する場合は、下記のとおりの実費がかかります。

提供時間	10 分	以降 10 分増すごとに
ご利用料金 (消費税込み)	500 円	500 円

* 利用者の同意を得て、2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります

- * 事業所の体制や利用者の状況で加算されるものとされないものがあります。
- * 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間帯（午後6時～午後10時）は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。
- * 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- * やむを得ない事情で、かつ利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

（3）交通費

サービスを提供する地域に住まいの方は無料です。
有料駐車場を利用する場合は利用者負担となります。

（4）キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

（連絡先 電話0428-30-7333）

利用の訪問前に連絡いただいた場合	無 料
中止の連絡を頂けなかった場合	当該基本料金

（5）その他

- ①支払い方法は、現金集金と指定口座による自動振替のどちらかを選択できます。入金確認後、領収証を発行します。
- ②利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担になります。

6. サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、電話等で申し込みください。担当者が伺い、契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

（2）サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

文書での申し出でいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了する場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当と認定された場合
- ＊ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・利用者が亡くなった場合

④その他

利用者や家族などが、当事業所や当事業所の訪問介護員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了する場合があります。

7. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、関係諸機関に連絡し必要な処置をとります。

また事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者へ連絡いたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
家 族	氏名	
	連絡先	

9. 身元保証人

利用者は、原則として身元保証人を定めることをお願いいたします。身元保証人は、サービス利用者及び家族等と連帯して債務履行の責を負うとともに、利用者の身上に関する事項をしていただきます。

10. サービス内容に関する苦情

① 利用者様相談・苦情受付

担当 浦田 民恵 電話 0428-30-7333

② その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情を伝えることができます。

市区町村_____

担 当_____電話_____

区市町村等で取り扱うことが困難場合等は東京都国民健康保険連合会に苦情を伝えることが出来ます。

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都青梅市新町9丁目2153番地3
名 称 訪問介護事業所 あゆみえん
管理者 浦田 民恵

説明者 氏 名 _____

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

又、契約書第10条に関して、私ならびに私の家族等の個人情報を、サービス担当者会議や居宅介護支援事業者との連携を図るなどの正当な理由がある場合、その情報を用いること、および必要な情報を収集することに同意します。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

身元保証人 住 所 _____

(家族代表者) 氏 名 _____